

日本航空宇宙学会関西支部 研究分科会に関する運営規則

(目的)

第1条 日本航空宇宙学会の目的に沿って、航空宇宙に関わる基礎的研究ならびに新分野の調査、将来の研究テーマの開拓・育成を行う事を目的として、支部内に研究分科会を設置することができる。

(構成)

第2条 研究分科会は、代表1名と支部会員をもって構成する。代表が必要と認める場合は更に会員外のメンバーを加えることができる。

(設置期間)

第3条 設置期間は3年以内とする。

(設置手続き)

第4条 研究分科会の設置は、設置を希望する支部会員が代表氏名、研究テーマ名、目的、活動計画を記した設置申請を支部長に行い、幹事会において審議の上で承認される。

(運営経費)

第5条 運営経費は、支部の賛助会員からの特別参加費と、支部の一般会計からの補助により賄うこととし、企業からの寄付金・会費等を募ることはできない。予算は支部総会にて承認される。

(活動)

第6条 研究分科会の調査及び研究活動は、代表のもとですべて自主的に行う。

(報告)

第7条 毎期末に活動報告ならびに会計報告を支部長に提出する。

(発効)

第8条 本規則は平成19年4月21日より発効する。

(改廃)

第9条 本規則の改廃は支部総会の議決を経なければならない。

以 上